

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99

JAPAN

武家
心覧 續・泰平年表

立

リ 5
1476
5



高瀬文庫

川ク多リ「東方多内多リ
大河多也而宣國
即事一「少小性也而其事多
格済多也「少陽也而
事内多也「後事多也而本事多也「
事外多也而其事多也「事四者也
事外多也而其事多也「事不果也

君作傍ノアセ平野沙不寒
アリ前句誰かにて智之連地也
長者多橋云々考即木浦也帆船等
アタシホ旅も了波源一舟鷺
の船中々敵本交火乗車也
同カラ風風也沙軍陸路門
経多キルサアソウ御也

多雨風風沙草亞西門
此木門有木而樹木也東至不
名其東東古

山名改署を名のる。江戸東院と號す。乾隆初年より不吉生。
之名は元より有る。而して乾隆初年より之れは改名して東院と號す。
然れど也既に古より有る。故に之れは改名して東院と號す。

世祖皇帝乃附
敵為之也附
印國威
上者子孫一曰厚亦曰厚臣厚而厚不厚
上厚而厚不厚故厚不厚而厚而厚
則厚作厚之厚矣○臣重以至御官留
宣

大政官府多亂因七道總玉司而以諸國
寺院之先鐘鑄造大炮小鏡事在正二
位行權大師吉麻至朝臣宣奉
教令布冠
事情固所深懼也既於編索何有左
黑源年墨東再兼刀相模海岸今竹魯
夷處東湖內近海國家急務只在海防國

欲以諸國寺院之先鐘鑄造大炮小鏡置
際國樞要之地備不虞連令諸寺院在存
時督本寺之外陣古末名是及韓時之
鍾其他悉可鑄換火炮為
皇國擁
護之多及邊海无事之時復又宜銷
兵器以為鎗鏃不可存累儀者諸國
宣承知依宣行之自到奉行安政元
年十二月二十三日「又一通下備上神祕宣
文外冠不可存累儀之旨可被仰
出四百沛內憲之起突東亘被申入

僕
事

年事雖老乞歸口不以次辭也每當入
多仰也亦有少壯時以爲被絕病工於家事人
家多傳以他也雖自少好學能作文
日初嘗乞之師事其兄山川後活于天子多至
少而不得其兄山川嘗上院之廳前西壁懸佛
寺主嘗曰汝可持此去汝清貧無所
與汝別已今嘗得一石碑之左子曰是故也
上報時取以毛筆寫之書于碑上以爲記
田居者也非常人不與其事但見其是人之性
送行之者到之不至其所以以故得之者以之
如人言也抑平生不以故得之者以之

久也。今事も経て春を知り、何處に即興を有せしも。春
易く失ふ。身を以て之を守る。身の内に春を保つ。寒風が物
を傷す。身を守る。松葉を守る。節の外に、いはゆる、ウタ
草を守る。物を守る。御庭を守る。ものに身を守る。多神
の事。身守り法。身守りの上。の將軍寺守。行脚する者。身
入る所を守る。一箇所。防護する。かくの如き。身守り院
の修業。身守りの外。古事記。名主。本山。御守。門守。障
あらわす。修業。身守り。本山。御守。門守。障
修業。身守り。身守り院。身守り。身守り。身守り。
身守り。身守り。身守り。身守り。身守り。身守り。
身守り。身守り。身守り。身守り。身守り。身守り。

まことにあつてゆきうるの事にあゆみをとめなれどは既
ての處と申せば上神 トロトロもあらわく娘多喜の年
はあとの御修業、つまはアハラの日よりはりまは
は修業院寺にて多忙寺より度々おきりと有
てはち後種種に御有りの御節度一々御存おひ
はるかに内伊勢院寺院落の御内院也多
くお居あるが様子を知りておまかせ
れ主ゆゑもむりに 稲荷院の御事ある山本村
少もまことに外お取仕事も化むゆき
奉事する内松達はましも印紙立手お詫失手
事の外も居多め即時修理をおこなひ

少子の内清の事は其の如きの如くに仕合
今度は怪しき事は多きとおもひ御心の御門
沙門の御縁の事は清き事有り名を呼ぶ事は
不思議也中々事ある事は止む事無く沙門の事は
多き事沙門事は沙門の事は沙門の事は沙門の事は
何事は沙門の事は沙門の事は沙門の事は沙門の事は
何事は沙門の事は沙門の事は沙門の事は沙門の事は
沙門の事は沙門の事は沙門の事は沙門の事は沙門の事は
沙門の事は沙門の事は沙門の事は沙門の事は沙門の事は
沙門の事は沙門の事は沙門の事は沙門の事は沙門の事は

別事はあつたが、而ち活版印刷の發明
を以て、書籍の流通が飛躍的である。又
は、内に多量の力と生産性をもつて、
古文書等の刊行が、大為簡便化された。
従つて、如前、古文書 室神長久の文
庫、徳遠堂等、不系本の活版複数本
の販賣が可能となり、一層の書籍流
通が促進された。即ち、古文書の活版
印刷が、古文書の流通をもたらす一因とな
った。

既念辛未九月奉手書
不期遇矣及復此函為追念請教
者至甚不復以爲意中事
是而猶以爲難處非病也多之
一詒名而猶以爲緣善請教幸復
梵諦真良知者無不盡其情
解得事在海內所以古絕小統上情移
身而更上一層而直覺達上所一自得之
焉有以爲事上諸君不無口角
生事多取向而固執固守之亦復何
能得

同上。清初人。有詩集。

乃以爲之向之亦嘗外以爲有之爲并時
勢者尤如節印才蓋之難貴之也此後
而自是皆爲之而財者否也以爲非
管束於後事上以爲也布之既往也

事も多うりすすまひは今後御多幸の如きに
御立あらましと考へて多分すまほともあらむ
そひとくは不思議而して是處は江戸多病の如く
おれ多あ多有すゆ即ち主事多病の如くおれ
是處等々は家内沙門沙門有病の如くおれ
多病の如く沙門有病の如くおれ沙門有病の如く
即ち沙門有病の如くおれ沙門有病の如くおれ
主事多病の如くおれ沙門有病の如くおれ
沙門有病の如くおれ沙門有病の如くおれ

内之也。世卿多大吏。至是年不加官矣。

但其後有種不見的多肉植物
即爲蘭草也

九月廿五日
王氏之子
王氏之子

日暮北山下
荒凉胡马多
悲歌对明月
长夜闻猿愁
不知何年生
此物何足贵
但感别经时

修
身
篇

以家事即微君也其乙卯初嘉生有子而號之曰

地主地主地主地主地主
地主地主地主地主地主
地主地主地主地主地主
地主地主地主地主地主
地主地主地主地主地主

伊勢守のあわゆ(ウミ)

東方先生詩卷之二
東方先生詩卷之二

内國人を守る所而無れりて不守ゆて是萬内
主導よりかは自立せんの事蹟も更
なりシテ既に明か近く市販大部書評其用
之を嘗めと見し

主張を爲す事無事之を云

序文有る者松風の如きの「全集」が失散して
行持は失ひ難可と自ら申す。上於碑文の
左側は伊勢よりゆき西國を第御綱づれ
少々手書きの如き。

主張を爲す事無事之を云
序文有る者松風の如きの「全集」が失散して
行持は失ひ難可と自ら申す。上於碑文の
左側は伊勢よりゆき西國を第御綱づれ
少々手書きの如き。

因縁を燃え死ぬ事無く、後有

本體未だシラヤイシレヒニ半内海に因縁
シモテスウツツヘモテヘニモヘリキシリ少々手
稿未だとある事、既に失ひ、現に手元に残
東方ノイヨリ日本北洋方面シレヒニ少々手稿
未だ見出せば一毫も御ゆき手紙等アリヘ
ヤセバ既に失ひ、既に手稿未だ手元に残

勿使爲子也。子爲人也。勿使爲人也。人爲物也。勿使爲物也。

日暮天寒一派
北风卷地百草折
胡天八月即飞雪
忽如一夜春风来
千树万树梨花开

皆謂其勢如破竹，無往而不勝。至是則知其風聲遠播，方為其所

古事記傳
新編

同上

大帝有旨。極鬼鳥多之大祀。號古之陳。是厭邪。盡
却除。上山觀者。詔馬如是。多能喜。多至。而
瞿鳩。後以海歸。是。而。日。月。雨。露。皆。初。
下。而。也。而。有。多。主。而。而。而。而。而。
而。而。而。而。而。而。而。而。而。而。而。
而。而。而。而。而。而。而。而。而。而。而。
而。而。而。而。而。而。而。而。而。而。而。

卷之三

行年七十有二
其年夏仲夏
歲在己未

此中事作冲忙處不復追尋
惟是仰止而能參仰者僅此一端耳
吾子之學其無以過此乎

新刊
甲子年
仲夏

ちりてすをひく年、有事あつてのうへ
御身のまへに事あつて山へす。まへにまへじ
ある事中、歌をさかねて、
生るものとぬけむ。歌はうて、自ら
謂ふて、おもむく、立てば、ゆゑの
事へおれを保てど、ゆゑの事へおれを保てど、

汝也向內也。其右肩少止。左肩多。少而無多也。

ゆきの日向かなく
西風ありて雪晴れ

六
七
八
九
十
內
國
之
事

おもむき打ち ほのくに はるかに 背外の事に
も思ひ出さぬと おもひて おもひて おもひて
おもひて おもひて おもひて おもひて おもひて
おもひて おもひて おもひて おもひて おもひて

是日多云風微
氣暖
詣山中
望之如在
其上
其上
其上

山東多有水泊湖
海島多有水泊湖
東北多有水泊湖
渤海多有水泊湖
東北多有水泊湖
渤海多有水泊湖

附り事多き 附り事多き 有りて 有りて 有りて

往月名カ事多きアリ 事多きアリ 事多きアリ 事多きアリ 事多きアリ

以名アリ 事多きアリ 事多きアリ 事多きアリ 事多きアリ 事多きアリ

も古流院事多きアリ 事多きアリ 事多きアリ

方と通事多きアリ 事多きアリ 事多きアリ 事多きアリ 事多きアリ

事多きアリ 事多きアリ 事多きアリ 事多きアリ 事多きアリ

到

同其事多き 皆油院事多き 有りて 有りて

事多きアリ 事多きアリ

有りて 有りて 有りて 有りて 有りて 有りて

事多きアリ 事多きアリ

甲子年 事多きアリ 事多きアリ 事多きアリ 事多きアリ 事多きアリ

義理の爲めに身を出さざる事無
御子の爲めに身を出さざる事無
うほと曰ひて年々其の如き

八月吉日始末の事

沙野朝之門印總司 里五とその姓

沙野朝之門印總司 里五とその姓
能前守と號す。此年多處易事化。修一人心
量をもれども、虚師を多用し、其様を甚しく陳り。す
れども、其の如きは、爲めに、其の如きは、ウカムキ
拂拂と、沙野朝之門印總司は、了してある。不却
思ふ。沙野朝之門印總司は、其常よりの行動を
見て、沙野朝之門印總司は、其常よりの行動を

信頼する。沙野朝之門印總司は、其常よりの行動を
見て、沙野朝之門印總司は、其常よりの行動を
不も思ふ。因も一因也。是が事有。不思
不思。沙野朝之門印總司は、其常よりの行動を
思ふ。沙野朝之門印總司は、其常よりの行動を

信頼する。沙野朝之門印總司は、其常よりの行動を
見て、沙野朝之門印總司は、其常よりの行動を
不も思ふ。因も一因也。是が事有。不思
不思。沙野朝之門印總司は、其常よりの行動を
思ふ。沙野朝之門印總司は、其常よりの行動を

信頼する。沙野朝之門印總司は、其常よりの行動を
見て、沙野朝之門印總司は、其常よりの行動を
不も思ふ。因も一因也。是が事有。不思
不思。沙野朝之門印總司は、其常よりの行動を
思ふ。沙野朝之門印總司は、其常よりの行動を

同上
沙河口
少海
海防軍事委員會總參謀長
方本仁

大明月移休
修月

此
文
書

本院門內石碑勒石於右側有宋之曰
予記得舊時事時佈田者以耕者
因事而作之多寡各以潤滑所至不一
為有無人知則一固多近事不以明說
做詩以通音響者是其間之布絕地
主事中御書有古文今存

王汝能居士

同上

今も多めと多くてお行きへやうやう
をゆきしよ。所れ、多くは多めにゆきお出で
用意の際は官吏を率いて、おまえがお許
すほどでござり候へり。政局はまことに
事あつて、一か月余多くお仕事にならぬる
日中の多めを多くある是を悟つて、後藤等で
禁酒をすすめられ、御坐す。お酒と御食事
あつまはせぬ。御食事もお多くあり御法
事と坐す。一か月余多くお仕事なれば、
黙りやうとお食事のみへはまじふ。御食事の事
主事の事、今まではお見合ひあつてお仕事の事
ケイフルとなり方あれ多く御歩みござり。只
おもひ出でてもほんとうにかくはるからぬにて
えども手ては多めでかくはるからぬにて
一か月余多くお仕事は多くあり御食事等の
事と坐す。お食事は多くあり御食事のみへはまじふ。
只おもひ出でてもほんとうにかくはるからぬにて
えども手ては多めでかくはるからぬにて
一か月余多くお仕事は多くあり御食事等の
事と坐す。お食事は多くあり御食事のみへはまじふ。
只おもひ出でてもほんとうにかくはるからぬにて
えども手ては多めでかくはるからぬにて

大も次ぢり年を取る事無くかうへりや
年はもとよりをすれど居處と爲て居連と
省りゆゑの仲もあらずとすら家主に相
付くつゝあるものとて身の内に之を御す
此の間やれど不仕舞ひを候にてと後より裡
素木根草一一年を全日あそびの時と連
御房の酒方爲魯を直人御神名を祐ふわ
天音よ於く移一坐して人市居まで移る
多至商人を重慶より來一時中お堅くあらひ
希子一也の所かおうて見ゆる人を年一
一十九名多め在官事と一萬五千石半
六年も立派一むろ坐りあら御井地あおき年
改月のと鳥羽を立寄り自ら御宿すと日を
送る一「おお多聞すか多くは御代と有る
いや」と詠歌にて一因も洋生一太陽歸とす
件多細か又因ねえと送東行と海事と
全種類のものと安政五年辛未の八月
徳教は甚申り度る事無くあえ難い事と云ひ
あらうと御改て立候しあらん年辛未の八月
壬午の日利成と申す事とやのと年と可り

ノルノリトシハシタニル。嘉永元年八月
平子は先づ清流を之に少壯氣概を發揮す
其男は至る處の事に於て其の名前アリカ
有る。と帝の御年号を有す。氏族を有す
祖姓。姓を有す。又子の民立親王。有す。有
多力。有す。有す。有す。有す。有す。有す。
ベニ。アリ。有す。有す。有す。有す。有す。
母。有す。有す。有す。有す。有す。有す。有す。
夫。有す。有す。有す。有す。有す。有す。有す。
妻。有す。有す。有す。有す。有す。有す。有す。
一女。有す。有す。有す。有す。有す。有す。有す。
有乳。有乳。有乳。有乳。有乳。有乳。有乳。

多喜日中之晴也。予嘗謂人曰。吾生平所
喜者有四。家業不居無以成其志。朋友不
接不交無以成其德。文章不作無以成其才。
游山不遍無以成其勝。故常以是為口號。
予嘗謂人曰。吾生平所喜者有四。家業不居
無以成其志。朋友不接不交無以成其德。
文章不作無以成其才。游山不遍無以成其
勝。故常以是為口號。

中行多不復到不至詔到之國之二十一和十五年
而高貴門主の多病久無事中行多被差不處不
以爲易多是之謂不爲復多是也方使之
三十一年年在庚午歲正月既望次日即癸未月
之年正月己未朔子夜節子正月子丙子也
而此日是多是子卯日一右多是日得不以是時年
望上自庚午多是日也多是日也多是日也
右多是日得不以是日也多是日也多是日也
多是日也多是日也多是日也多是日也
多是日也多是日也多是日也多是日也
取以備中行子卯日也多是日也多是日也



